

「公共団体」及び「公共的団体」、「公益事業」、「自転車利用サポーター」について

1 公共団体とは

国の下に、国からその存立目的を与えられ、公の機能を果たすべきことを認められた主体としての地位を有する法人をいう。公共団体は、原則として国から独立して、公の行政を行うため国の定めた公共の目的の下に存在する団体であるが、公共団体の構成員の範囲及び加入又は脱退の事由、公権力の与えられる態様、国の監督を受ける程度等は、当該団体の存立根拠となる法令の規定によって異なる。

公共団体としては、一般に、地方公共団体、公共組合、営造物法人、独立行政法人が挙げられるが、この場合、公共組合とは、土地改良区、土地区画整理組合、健康保険組合、水害予防組合等をいい、営造物法人とは各種の公社、公団、事業団等をいう。（出展；新自治用語辞典〔改訂版〕 ㈱ぎょうせい発行）

また、国家賠償法第1条にいう公共団体は、同条の公権力の行使をゆだねられた団体をすべて含む。したがって、例えば、弁護士に対する懲戒権を行使する弁護士会も、そこでいう公共団体にあたる。（出展；法律学小辞典〔第4版補訂版〕 ㈱有斐閣発行）

2 公共的団体とは

地方公共団体の長は、当該地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる（地方自治法第157条第1項）。この公共的団体等とは、農業協同組合、商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム、育児院等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体等公共的な活動を営むものは全て含まれ、法人であるか否かを問わない（行政事例 昭和24年2月7日）。（出展；新自治用語辞典〔改訂版〕 ㈱ぎょうせい発行）

3 公益事業とは

国民にとって日常不可欠なサービスないしサービス財を提供している事業で、国有の自然的・技術的性格から、独占的性質をもつことで経済的・経営的に運営が可能となるような事業をいう。公益事業はその独占性の弊害が著しく現れると公益性と矛盾するため、それが私企業である場合には規制がなされ、あるいは経営主体が公企業の形態をとるようになった。公益事業は提供するサービスの種類により、（1）鉄道、都市交通、バス、定期船、定期空港などの運輸サービス事業、（2）郵便、通信、電話、放送などの通信サービス業、（3）電気、ガス、水道などの基礎的サービス財の供給事業、に大別される。（出展；世界大百科事典〔第2版〕 ㈱平凡社）

4 自転車利用サポーターとは

自転車利用サポーターは、身近で手軽な乗り物である自転車の利用について、企業や団体に対し、通勤や業務での利用推進や、ルール・マナーの普及啓発を呼び掛け、関係団体と連携した「自転車を活用したまちづくり」に取り組むことを目的としている。

対象は福井市区内で継続的に事業や活動を行っている企業・団体で、自転車利用サポーター認定申請書を市に提出し、認定された団体。